

# かながわ困難女性等支援計画（仮称）に係る審議事項

令和5（2023）年8月21日

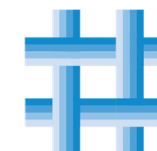
神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室



私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。

Kanagawa committed to SDGs

SDGs 未来都市 神奈川県



ともに生きる社会  
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

審議事項  
AGENDA

01

DVプランの改定の方向性

02

困難な問題を抱える女性支援計画の策定の方向性

03

両計画の一体的策定について

04

かながわ困難女性等支援計画（仮称）の体系

05

かながわ困難女性等支援計画（仮称）の骨子案

# 1 DVプランの改定の方向性

## DV防止法改正を踏まえた検討

### 1 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化

改定内容

保護命令の対象となる暴力が、身体的暴力のみから生命・身体・自由等に対する脅迫にも拡大

○保護命令制度の説明、保護命令が発されたときの対応等主に警察の責務を記載

○保護命令制度を活用した支援のため、関係機関との連携、教育機関等への周知を記載

対応案

・保護命令制度の周知や拡大された対象者への対応について、引き続き実施

### 2 都道府県基本計画の記載事項の拡充

被害者の自立支援のための施策と、国・地方公共団体・民間の連携・協力を必要記載事項とする

○「地域における相談と自立支援体制の充実」として市町村における自立支援を記載

○DV防止から相談・保護・自立支援まで切れ目のない支援を行うことは国及び県・市町村の責務であること、対策推進のためには国及び県・市町村の関係機関、民間団体などが幅広く協働・連携することを記載

・新法プランと併せ、自立支援と関係機関連携について充実

### 3 協議会<sup>(※)</sup>の法定化

(※)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会

関係機関等から構成される協議会の設置を法定化（努力義務）  
協議会の事務に関する守秘義務を創設

○「県及び市町村、民間団体等で構成する「神奈川県DV対策推進会議」を設置するなど、関係機関・民間団体相互の連携を推進します」と記載

○市町村及び関係部署の代表者で構成された委員が施策を推進する「神奈川県DV対策推進会議」を位置づけ

・新法の支援調整会議と併せ、「神奈川県DV対策推進会議」を法定協議会として記載

# 1 DVプランの改定の方向性

## 現状の課題

### 多様な課題を抱える被害者への対応

- DV被害者は多様かつ複雑な課題を抱え、**精神的に不安定な状態**な場合も多い。
- 一時保護施設は、通信機器の持込禁止等のルールがあり**入所のハードルが高い**。
- それぞれの課題や心身の状況に応じ、**当事者の意思を尊重した支援が重要**。

### 資源の少なさ

- 一時保護後の行き先として、**母子を受け入れられる施設が少ない**。(※)  
(※) 婦人保護施設では、通学等に制限があるため、母子の受け入れが実質的に難しい。県が把握している民間団体の施設情報によると、母子利用が可能な居室は全体の約40%程度。また、児童福祉法に基づく母子生活支援施設は県内に10か所。
- 被害回復から日常生活の回復まで、制度のはざまに落ちることのないよう**切れ目のない支援が必要**。

## 改定のポイント

### 1 多様化・複雑化した課題を抱える被害者への当事者目線に立った支援の充実

法改正：  
「都道府県基本計画の記載事項の拡充」関係

### 2 関係機関・民間団体等との連携による、被害回復から自立まで切れ目のない支援の強化

法改正：  
「都道府県基本計画の記載事項の拡充」、  
「協議会の法定化」関係

## 施策の方向性

- 男性、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティ等多様な被害者へのきめ細やかな支援
- 医学的・心理学的支援
- 本人の意思を尊重した利用者ニーズに沿った支援の充実
- 関係機関・市町村・民間団体との法定協議会による情報共有・連携・協力
- 母子支援・就業支援・居住支援・生活困窮対策支援、犯罪被害者支援、法的支援等幅広い分野にわたる連携・支援

# 1 DVプランの改定の方向性

## 現状の課題

### 民間団体の財政基盤の脆弱さ

○当事者目線のきめ細かな支援を行うためには民間団体との連携が不可欠だが、民間団体は財政基盤の脆弱さという困難を抱えている。

### 精神的暴力の認知度の低さ

○保護命令の対象が精神的暴力にも拡大されるなど、精神的暴力が心身に有害な影響を及ぼすことが法改正でも重要視されたが、県内ではいまだ精神的暴力がDVであるという認知度は低い状況にある。

## 改定のポイント

3

きめ細かい支援を行うため、民間団体に対する支援の充実

## 施策の方向性

○多様な困難を抱える被害者の立場に立った支援を行っている民間団体への補助・支援

4

精神的暴力等への理解のため啓発の強化

法改正：  
「保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化」関係

○保護命令の対象が精神的暴力にも拡大されたことに伴う情報提供  
○精神的暴力もDVであることの周知啓発

審議事項  
AGENDA

- 01 DVプランの改定の方向性
- 02 困難な問題を抱える女性支援計画の策定の方向性
- 03 両計画の一体的策定について
- 04 かながわ困難女性等支援計画（仮称）の体系
- 05 かながわ困難女性等支援計画（仮称）の骨子案

## 2 困難な問題を抱える女性支援計画の策定の方向性

### 現状の課題

#### 多様かつ複雑化した困難への対応

- 新法では、これまでに比べ、**支援の対象が幅広く規定**された。
- さらに、**女性の抱える困難は、多様かつ複雑化しており、支援ニーズも様々**。
- 行政の支援だけでは柔軟に対応ができないことがある。
- それぞれの課題や心身の状況に応じた、**当事者の意思を尊重した支援が重要**。

#### 役割分担・連携体制の見えづらさ

- これまでの女性支援、DV被害者支援は、**庁内機関でさえ、必ずしも十分な理解を得られていない面があり、スムーズな連携が取れない**ことがあった。
- 児童虐待事案や、特定妊婦が抱える困難の場合、特に相互連携・情報共有が重要。

### 策定のポイント

1

多様化・複雑化した課題を抱える女性への当事者目線に立った支援の充実

- 年齢、障がい者の程度、国籍等を問わず、多様な困難を抱えた女性へのきめ細やかな支援
- 本人の意思を尊重した利用者ニーズに沿った支援の充実
- トランス女性については、その状況や相談内容を踏まえ、どのような支援が可能か検討

2

関係機関・民間団体等との連携による、自立までの切れ目のない支援の強化

- 行政の手の届きにくいところで支援を行っている民間団体との協働強化

3

支援機関の役割分担、各機関の連携の在り方の見える化

- 支援にあたる機関の役割を見える化し、民間団体を含めた連携の在り方について明示
- 関係機関・市町村・民間団体との支援調整会議による情報共有・連携・協力

※困難女性新法において、“男性”は法の支援対象とされていないため、“男性”を対象とした施策は記載しないが、困難の内容により、他法令等の支援策を受けられる場合があることに留意する

**審議事項**  
AGENDA

01

DVプランの改定の方向性

02

困難な問題を抱える女性支援計画の策定の方向性

03

**両計画の一体的策定について**

04

かながわ困難女性等支援計画（仮称）の体系

05

かながわ困難女性等支援計画（仮称）の骨子案



### 3 両計画の一体的策定について

DV被害を含め、困難な問題を抱える方の「**福祉の増進**」という観点から、県の支援の考え方や方向性を明示し、施策を総合的に推進するため、**DVプラン及び新法基本計画を一体的に策定**する

#### (既存) DVプラン

(かながわDV防止・被害者支援プラン)



#### 内容

配偶者等からの暴力の防止や被害者の保護等の施策実施について定めた計画

#### 計画期間

平成31(2019)年度  
～  
令和5(2023)年度

※5か年計画

令和5年度中に**改定**作業が必要

#### 対象

配偶者等からの**暴力を受けた被害者**

DV被害  
(セクシャリティを問わず)



#### (新規) 困難女性等支援計画

#### (新規) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画

#### 内容

困難な問題を抱える女性を支援するための施策実施について定めた計画

#### 計画期間

令和6(2024)年度  
～  
令和10(2028)年度

※5か年計画

令和5年度中に**策定**作業が必要

#### 対象

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により**日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性**(そのおそれのある女性を含む。)

売春 困難を抱える女性 人身取引 ストーカー 生活困窮 性被害



#### (既存) DVプラン (かながわDV防止・被害者支援プラン)



DV被害  
(女性)  
※トランスジェンダーを含む



DV被害  
(男性)  
※トランスジェンダーを含む



## (参考) 国基本方針における都道府県基本計画の規定ぶり

### 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針

- ・ 基本計画は、他の法律の規定による困難な問題を抱える女性への支援に関する事項を定める計画との調和を保つよう努めなければならない。
- ・ 基本計画は、政策的に関連の深い他の計画（DV防止法又は男女共同参画基本法に基づく都道府県計画等）と一体のものとして策定することができる。

## (参考) 各計画の内容等の比較

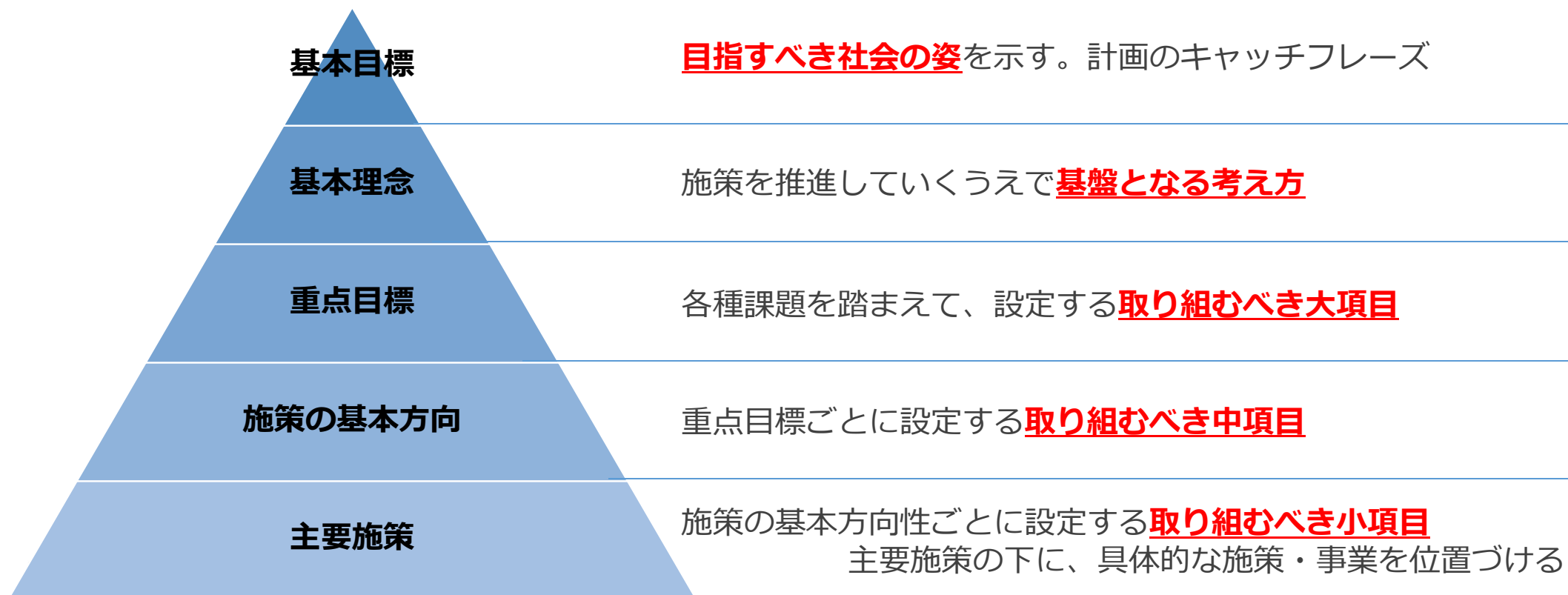
		DVプラン	困難女性支援新法計画
計画	策定義務	あり（法定）	あり（法定）
	名称	（既存計画）かながわDV防止・被害者支援プラン	（新規計画） 困難な問題を抱える女性への支援に関する県基本計画（仮称）
	期間	5年間 / R6(2024)～R10(2028)年度 ※既存計画はR1(2019)～R5(2023)年度	5年間 / R6(2024)～R10(2028)年度 ※R5(2023)年度中に新規作成
対象者	配偶者等からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた被害者	性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）	
支援に関する関係機関	①女性相談支援員（女性相談員） ②配偶者暴力相談支援センター（かなテラス・女性相談所） ③女性相談支援センター（女性相談所） ④女性自立支援施設（女性保護施設） ⑤関係機関との連携	①同左 ②－ ③同左 ④同左 ⑤同左	
施策体系	①未然防止→②相談→③一時保護→④自立支援 / ④関係機関との連携	同左	
所管省庁	内閣府	厚生労働省	

**審議事項**  
AGENDA

- 
- 01 DVプランの改定の方向性
  - 02 困難な問題を抱える女性支援計画の策定の方向性
  - 03 両計画の一体的策定について
  - 04 **かながわ困難女性等支援計画（仮称）の体系**
  - 05 かながわ困難女性等支援計画（仮称）の骨子案

## 4 かながわ困難女性等支援計画（仮称）の体系

- ・新計画の体系は次のとおりとする。



## 4 かながわ困難女性等支援計画（仮称）の体系

### 基本目標

**困難な問題を抱える女性等が安心して、自分らしく暮らすことができる社会の実現**

### 基本理念

#### I 当事者目線に立った多様な支援

困難な状況におかれた方の多様化したニーズに応じて、早期発見、相談、一時保護、自立支援まで、当事者の意思を尊重した多様な支援を実施すること

#### II 様々な機関と連携・協働した切れ目のない支援

国及び県・市町村の関係機関、柔軟な視点できめ細かい支援を行う民間団体、専門機関等の様々な機関と幅広く連携・協働しながら、切れ目のない支援を実施すること

#### III 人権の尊重

国籍や生まれた場所、疾病や障がい、過去の経験に起因する様々な事柄に対する差別、社会的な排除を受けず、自立して暮らすことができるよう人権に配慮した支援を実施すること

特に配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であること

### 重点目標 他

- 次の点を踏まえて、今後検討する。
- 現行DVプランの現状と課題を踏まえ、依然課題が残されているものは項目を引き継ぐ。
- 国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護等のための施策に関する基本的な方針」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の内容等を勘案しながら、充実すべき項目を検討する
- 新計画の基本理念を踏まえて検討する

# (参考) 国が示した都道府県計画の策定イメージ

		主な記載内容 (想定)
<b>第1章</b>	<b>困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針</b>	
1	基本的な考え方	(1) 策定の趣旨 計画策定の趣旨を記載 (2) 計画の位置付け 困難女性支援法に基づく計画 (3) 計画の期間 5年間
	2 現状及び課題	(1) 現状 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設、民間団体の現状などを記載 (2) 課題 現状から分析した課題を記載
	3 基本目標	現状、課題を踏まえた定量的目標を記載
<b>第2章</b>	<b>困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項</b>	
1	困難な問題を抱える女性への支援の内容	早期把握、居場所の提供、相談支援等、具体的な支援内容を記載
2	支援の体制	3機関の体制、民間連携、支援調整会議等の具体的な内容を記載
<b>第3章</b>	<b>その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項</b>	
1	その他の支援策	今後、実施する予定の施策を記載
2	基本計画の見直し	計画の見直しに関する事項を記載

**審議事項**  
AGENDA

- 01 DVプランの改定の方向性
- 02 困難な問題を抱える女性支援計画の策定の方向性
- 03 両計画の一体的策定について
- 04 かながわ困難女性等支援計画（仮称）の体系
- 05 **かながわ困難女性等支援計画（仮称）の骨子案**



## 5 かながわ困難女性等支援計画（仮称）の骨子案

		主な記載内容（想定）
第1章	計画策定の経緯	売春防止法から始まったこれまでの女性支援の取組、及びDV防止法によるDV被害者支援の取組の経緯、困難女性支援法が成立し、新たな支援の取組が始まることを記載
第2章	計画の基本的な考え方	
	1 計画策定の趣旨	本計画は、これまでの経緯を踏まえつつ、当事者目線、ジェンダー目線を常に意識した施策を実施し、ともに生きる社会の実現を目指して困難な問題を抱える女性やDV被害者を支援するための計画を策定する
	2 計画の性格	DV防止法、困難女性支援法、県総合計画及び男女プラン(第5次)の施策を推進する個別計画
	3 計画期間	2024（令和6）年度から2028（令和10）年度
	4 計画に関する評価と公表	毎年度、計画の進捗状況を男女審に報告し、評価を行う（P D C A）
第3章	県の現状及び取り組むべき事項	
	1 困難な問題を抱える女性の状況	困難な問題を抱える女性の実態調査を踏まえた状況を記載
	2 個別分野ごとの現状	DV被害者、生活困窮者、性被害者、母子が抱える困難等の現状と課題を分野ごとに記載
	3 支援の状況	未然防止（啓発等）、相談、一時保護、自立支援、関係機関との連携状況について記載
	4 取り組むべき事項	以上の現状を踏まえて、本計画で取り組むべき事項を記載

## 5 かながわ困難女性等支援計画（仮称）の骨子案

		主な記載内容（想定）
第4章	計画の内容	
	1 計画の基本目標	本計画における基本目標を記載
	2 計画の基本理念	施策を推進していくうえで基盤となる考え方を示す基本理念を記載
	3 計画の対象者	対象は、困難を抱えた女性（年齢、障がいの程度、国籍等を問わず）、及びDVの被害者（交際相手からの暴力も含む）であることを示す
	4 計画の対象地域	基本的には全県を対象。ただし、町村域を担当する女性相談支援員の業務の考え方については、県所管地域とする
	5 困難な問題に対する基本認識	DV被害者、生活困窮者、性暴力被害者等、主な困難な問題別の支援に当たっての基本認識を示す
	6 支援の体制	各機関の役割や関係機関の連携の考え方を明確化、支援調整会議の役割や構成等を記載
	7 重点目標	現状を踏まえて、本計画で重点的に取り組むべき事項を重点目標として記載
	8 施策の体系	困難な問題を抱える女性やDV被害者支援を実施する上での県の施策体系を明示
	9 具体的な施策内容	重点目標 - 施策の方向 - 主要施策 - 施策の内容 の階層で、個別の施策を記載 ※数値目標を設定する
第5章	推進体制	
	1 法定協議会・支援調整会議	法定協議会・支援調整会議に位置付けられる会議体の推進体制を記載
	2 神奈川県男女共同参画審議会	男女共同参画審議会の推進体制を記載